

確 約 書

私は、令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金の申請にあたり、完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入を計画していますが、本補助事業で取得した発電設備等による電力会社等への売電を行わないことを確約します。

なお、本補助金の交付決定を受けたうえで、令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金交付要領第 14 条第1項の各号のいずれかに該当することになったときは、同条第2項から第4項までの規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

令和 8 年 月 日

申請者 所在地

名 称

代表者職氏名

【説 明】

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 理事長は、第 12 条の規定による承認をした場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領又は本要領に基づく理事長の処分に違反、もしくは理事長の指示を履行しない場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、三重県(三重県が出資又は出捐する団体を含む。)、市町その他これに類するものから補助金等の交付を受けている場合
- (5) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

2 理事長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 理事長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。